

人工内耳用音声信号処理装置購入費助成の手続きについて

坂井市にお住いで人工内耳を装用されている方が、人工内耳用音声信号処理装置(スピーチプロセッサ)を購入する際に、その費用を一部助成します。必ず購入する前に申込をして下さい。

(対象者) 次の条件をすべて満たされている方

- ① 申込をする際に1年以上坂井市に住民票が登録されている
- ② 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている
- ③ 現在使用している音声信号処理装置が装用後5年を経過している
- ④ 購入する音声信号処理装置が医療保険の適用を受けていない
(医療保険の対象とならないか、主治医、業者に必ず確認を行って下さい)
- ⑤ 対象者およびその配偶者の方の市民税所得割額が46万円未満である
(対象の方が18歳未満である場合は、お子様の世帯で一番所得が多い方の所得を確認します)
- ⑥ 対象者およびその世帯に市税等の滞納がない

(助成限度額)

最高限度30万円(購入費の4分の1以内)

(申込から助成までの流れ)

- ① 購入前に社会福祉課へ申込して下さい。
★申込に必要なもの
 - ・音声信号処理装置助成申込書(社会福祉課にあります)
 - ・購入先業者の見積書など(購入にかかる経費を明らかにしたもの)
 - ・身体障害者手帳
- ② 助成が承認された場合、社会福祉課から申込者の方へ承認決定通知書を送付します。
- ③ 音声信号処理装置の購入、費用の支払いを行って下さい。
- ④ 費用を支払った日から30日以内に助成金交付の請求して下さい。
★請求に必要なもの
 - ・音声信号処理装置助成金交付請求書
 - ・音声信号処理装置購入費助成承認決定通知書(②)の写し
 - ・購入した音声信号処理装置の写真とその保証書の写し
 - ・購入した費用に係る領収書など
- ⑤ 請求があった日から30日以内に指定の口座へ振り込み

人工内耳用電池の助成はありません。

◎問合先：坂井市役所社会福祉課
Tel.50-3041